

京都市上下水道企業管理規程第24号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項に、第3項を第4項に改め、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保管者は、保管者である旨を文書管理システム（京都市上下水道局公文書取扱規程第2条第7号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に登録しなければならない。

第5条第2項中「総務課長に通知しなければ」を「文書管理システムにその旨を登録しなければ」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)